

第37回原子力災害対策本部会議

議事録

原子力災害対策本部事務局

平成27年度(第37回)原子力災害対策本部会議

平成27年6月12日

8:12 ~ 8:22

官邸4階大会議室

議事次第

1. 開会

2. 議事

(1) 「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」改訂(案)(審議)

3. 内閣総理大臣あいさつ

4. 閉会

出席者一覧

本部長：	内閣総理大臣	安倍 晋三
副本部長：	内閣官房長官	菅 義偉
	沖縄基地負担軽減担当	
副本部長：	経済産業大臣	宮沢 洋一
	内閣府特命担当大臣（原子力損害賠償・廃炉等支援機構）	
	原子力経済被害担当	
	産業競争力担当	
副本部長：	環境大臣	望月 義夫
	内閣府特命担当大臣（原子力防災）	
副本部長：	原子力規制委員会委員長	田中 俊一
	内閣法第九条の一順位指定大臣（副総理）	麻生 太郎
	財務大臣	
	内閣府特命担当大臣（金融）	
	デフレ脱却担当	
	総務大臣	高市 早苗
	法務大臣	上川 陽子
	外務大臣	岸田 文雄
	文部科学大臣	下村 博文
	教育再生担当	
	東京オリンピック・パラリンピック担当	
	農林水産大臣	林 芳正
	国土交通大臣	太田 昭宏
	水循環政策担当	
	防衛大臣	中谷 元
	安全保障法制担当	
	復興大臣	竹下 亘
	福島原発事故再生総括担当	
	国家公安委員会委員長	山谷 えり子
	拉致問題担当	

海洋政策・領土問題担当	
国土強靱化担当	
内閣府特命担当大臣（防災）	
内閣府特命担当大臣	山口 俊一
（沖縄及び北方対策、消費者及び食品安全、科学技術政策、宇宙政策）	
情報通信技術（IT）政策担当	
再チャレンジ担当	
クールジャパン戦略担当	
女性活躍担当	有村 治子
行政改革担当	
国家公務員制度担当	
内閣府特命担当大臣（規制改革、少子化対策、男女共同参画）	
経済再生担当	甘利 明
社会保障・税一体改革担当	
内閣府特命担当大臣（経済財政政策）	
地方創生担当	石破 茂
内閣府特命担当大臣（国家戦略特別区域）	
厚生労働副大臣	永岡 桂子
経済産業副大臣	高木 陽介
兼内閣府副大臣	
内閣官房副長官	加藤 勝信
内閣官房副長官	世耕 弘成
内閣官房副長官	杉田 和博
内閣法制局長官	横畠 裕介
内閣危機管理監	西村 泰彦

配付資料一覧

議事次第

資料 1 「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」改訂のポイント

資料 2 「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」改訂（案）

参考資料 原子力災害の被災事業者等のための自立支援策

菅内閣官房長官 ただいまから、第37回原子力災害対策本部会議を開催をいたします。
本日の議題は、「『原子力災害からの福島復興の加速に向けて』改訂」についてであります。

宮沢大臣から説明をお願いします。

(議題 1)

宮沢経済産業大臣 「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」、いわゆる福島復興指針の改訂につきまして、お手元の資料1「改訂のポイント」、1ページ目を御覧ください。

平成25年12月に福島復興指針を閣議決定し、これまでに田村市・川内村の避難指示解除を実現し、また常磐自動車道などインフラの復旧も進むとともに、中間貯蔵施設への搬入が開始されるなど、復興への歩みを着実に進めています。廃炉・汚染水対策も4号機の使用済燃料の取り出しが完了し、先月には高濃度汚染水の浄化が完了しました。他方、依然として課題が残されており、これらを解決して福島の復興を加速するため、今回指針の改訂を行うことといたしました。

2ページ目、改訂のポイントについて御説明いたします。

まず、(1)早期帰還に向けた支援については、緑色の避難指示解除準備区域、黄色の居住制限区域について、遅くとも事故から6年後までに避難指示を解除できるよう、環境整備を加速することを明示し、復興の道筋を明確にいたします。

また、避難指示区域の住民の方々の生活再構築に配慮し、避難指示解除の時期に関わらず、事故から6年後の解除と同等の精神的損害賠償が支払われるよう、東京電力を指導します。

次に(2)新生活支援については、復興拠点の整備に向け、各市町村のニーズに柔軟かつワンストップの対応をまいります。

また、「福島イノベーション・コースト構想」の具体化を進めるとともに、福島12市町村の将来像の策定・具体化に速やかに取り組みます。

3ページ目、改訂のポイントの二つ目は、事業・生業や生活の再建・自立に向けた取組の大幅な拡充です。

まず（１）自立支援策を実施する新たな主体として、官民合同のチームを創設し、避難事業者、約8,000社を個別に訪問し、相談支援を実施します。その上で本年末をめどに支援主体や自立支援施策の拡充について検討を行います。

（２）自立支援のための各種施策については、本年度の施策を最大限活用することはもちろん、28年度以降も支援策の充実を図ります。なお、支援策の一覧を取りまとめ、机上配付しております。引き続き関係閣僚と一体となって、自立に向けた支援を進めてまいります。

また、（３）営業損害・風評被害については、集中的な自立支援策の展開を行う2年間において、しっかりと賠償においても対応すること。その後は、個別の事情を踏まえて適切に対応するよう、東京電力を指導してまいります。

4ページ目、改訂のポイントの三つ目は、福島第一原発の事故収束に向けた対応です。

先ほど関係閣僚等会議にて、廃炉の中長期ロードマップの改訂を決定いたしました。今回の改訂のポイントは、資料記載の5点です。引き続き国が前面に立って廃炉・汚染水対策に取り組んでまいります。

今回の方針に基づいて地元ともしっかり対話しつつ、政府一体となって福島の復興を加速してまいります。

時間の都合もあり、関係各省の施策もまとめて御説明させていただきました。

必要な補足があればお願いいたします。

以上です。

菅内閣官房長官 ただいまの説明について、御意見・御質問等がございましたら、よろしくお願いをいたします。

まず、竹下大臣。

竹下復興大臣 今般改訂をされます、福島復興指針によりまして、関係省庁が一体となって福島の復興の加速に向けた取組を進められるということを大きく期待をいたしております。

復興庁といたしましては、4月に改正をいたしました、福島復興再生特別措置法などによりまして、復興拠点の整備を支援をしていく決意でございます。

また、現在、原発エリアであります12市町村の将来像について、広域的・中長期的な観点から幅広い課題について検討を進めており、この夏頃をめどに提言を取りまとめたいと考えております。

引き続き風評被害を払拭するために、先日、6月4日でございますが、関係各省庁とともに風評対策強化指針に基づきまして、今後の取り組み方針を取りまとめたところでございます。各府省の協力をお願いを申し上げます。

菅内閣官房長官 下村大臣。

下村文部科学大臣 文部科学省では、この4月に開校した、福島県立ふたば未来学園高等学校をはじめとした教育復興の支援、同じく4月に開所した、廃炉国際共同研究センターを中心とした研究開発の推進、原子力損害賠償など、教育、科学技術などの観点から、福島復興の加速に取り組んでおります。

教育については、福島の未来を担う子どもたちを育むため、今後も息の長い支援が重要であると考えております。

また、廃炉国際共同研究センターにつきましては、国内外の英知を結集し、廃炉に向けた研究開発と人材育成を加速させ、中長期の廃炉作業を見据えた取組を実施してまいります。

原子力損害賠償につきましては、今後とも原子力損害賠償紛争審査会の指針に基づき、公平かつ適切な賠償が行われることが重要であると考えております。文科省としては、引き続きこれらの取組を通じまして、福島復興の加速に貢献してまいります。

以上です。

菅内閣官房長官 望月大臣。

望月環境大臣 除染については、住民の方々の同意取得や仮置き場の確保等、事業の十分な実施のための必要な措置に取り組めます。

また、3月から中間貯蔵施設内の保管場へのパイロット輸送による搬入を開始いたしました。引き続き、安全かつ着実な輸送と地権者の方々への丁寧な説明等に取り組んでいきます。

汚染廃棄物処理に関する既存の管理型処分場の活用については、先週、国の考え方をお示ししたところであり、地元の皆様の御理解を得られるよう、丁寧に説明してまいります。

原発事故による放射線に係る住民の健康管理については、県民健康調査の実施を継続的に支援するとともに、リスクコミュニケーションに関する取組の強化に努めてまいります。

このたび決定される政府の方針も踏まえ、引き続き全力を尽くしてまいります。

以上です。

菅内閣官房長官 それでは、「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」の改訂を、

案のとおり決定することについて、御異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

菅内閣官房長官 ありがとうございます。

最後に安倍総理から御発言をお願いします。

ここでプレスが入りますので、少々お待ちください。

(報道関係者入室)

(内閣総理大臣あいさつ)

菅内閣官房長官 総理、よろしくお願いいたします。

安倍内閣総理大臣 福島復興なくして日本の再生はありません。

いまだ避難を続けられている11万人を超える原子力被災者の方々が、一日も早くふるさとへ帰還し、あるいは、新しい生活を始めていただくことが、私たちの責務であります。

一昨年末の福島復興の指針の決定後、田村市・川内村の避難指示解除、常磐道の全面開通、中間貯蔵施設の搬入開始など、福島の復興は大きく動き始めています。

しかしながら、私自身これまで10回にわたって福島を訪問し、本格的な復興に至ためには、まだまだ多くの課題を解決しなければならないことを実感しています。今回の決定に従って、遅くとも事故から6年後までに避難指示の解除が実現できるよう、環境の整備に向けて取組を加速するとともに、地域の将来像を速やかに具体化してまいります。

特に、今回、福島特措法が改正されたことを踏まえ、新たな復興拠点のまちづくりに早急に着手いたします。また、事業・生業や生活の再建に取り組み、一次産業を含めた事業者の方々の自立を支援していくため、官民合同チームを立ち上げ、全8,000事業者の方々を個別訪問いたします。本日改訂した中長期ロードマップに基づいて、廃炉・汚染水対策を着実に実施します。

そして、関係閣僚におかれましては、そのために密接に連携し、被災された方々の自立・再生の道筋を具体化していただきたいと思います。

菅内閣官房長官 プレスの方は御退席願います。

(報道関係者退室)

菅内閣官房長官 これをもちまして、第37回原子力災害対策本部会議を終了させていただきます。ありがとうございました。

以上